

倉持健一元議長の違法建築、及び脱税に関する疑惑解明 調査特別委員会最終報告について（抜粋）

I 設置及び趣旨

令和 2 年第 3 回古河市議会定例会において、動議により地方自治法第 100 条第 1 項に基づく調査特別委員会が設置され、倉持健一議員の古河市議会議員としての信用失墜行為の真相解明、及び市議会議員として古河市議会の権威、品位を毀損させ、かつ固定資産税の不納という古河市に対して損害を与えている疑いを明確にするため、21 名の委員により 11 回にわたる会議を開催し、倉持健一議員、執行部等関係者への証人尋問等により真相解明を行った。

II 調査項目

倉持健一議員の自らの農業用に供する鉄骨造りの作業所を含む自宅並びに南側隣接地内におけるすべての建築物の建築確認等の公的手続き及び固定資産税他納税義務に関する調査を行う。

III 調査報告

本委員会の証人尋問の際に、倉持健一議員は「息子がやった」「実印も息子が持っている」等の証言を行ったが、最終的に倉持健一議員が執行部へ提出した建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書においては、報告者と建築主がともに倉持健一議員本人であることから、証人尋問の証言と報告書が矛盾している。また、議長が記録提出請求を行った記録については未提出であった。

① 建築確認等の公的手続きをせずに建築

ア. 建築確認に関する手続きについて：調査対象となる建築物は 23 棟であり、そのうち 19 棟は建築確認申請書の提出を要するが、1 棟を除いた 18 棟は申請を怠り建築されていた。

イ. 農地転用に関する手続きについて：転用許可が取得されている土地もあったが、農地法に基づく法的手続きがなされずに建築物が現存する土地が 4 筆あった。

② 固定資産税他当該施設に関わる納税義務について

倉持健一議員及び倉持健一議員が代表取締役となっている有限会社倉持農園サービスが所有する建築物 13 棟中の 6 棟が課税を免れていた。令和 3 年度に新たに課税される固定資産税課税相当額は約 321 千円となり、本来課税されるはずの不動産取得税、建築物の完成後にそれぞれの建物が課税されるはずの固定資産税も免れていた。

IV 総括

倉持健一議員は古河市議会議員であり、本来遵守しなければならない古河市議会基本条例第 22 条第 2 項の規定において、議員は高い倫理的義務が課せられていることを十分自覚し、市民の負託に応えるためその品位を保持しなければならない立場にあるが、その自覚や品位が欠けていると言わざるを得ない。

今回判明した倉持健一議員の行った行為は、古河市民に大きな影響を残すものであり、議会の権威、品位を毀損させ、市議会議員としての信頼も失墜させるものであり深く反省しなければならない。